

令和5年6月14日

産業建設常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和5年6月14日
開会 15時00分 閉会 15時17分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 田口廣之
委員 山端隆治 岡本眞利子 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 欠席者 副委員長 藤原 孟 委員 芳滝 仁
- 5 傍聴者 塚本逸彦
- 6 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 北原正喜 庶務係長 菅原美栄子
- 7 審査事件及び審査結果
 - 1 付託された議案の審査について(別紙)
 - (1) 陳情第5号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書
 - 2 所管事務調査項目について
正副委員長にて検討することとした。
 - 3 委員会活動の活発化について
正副委員長で重点活動テーマの候補を考え、協議していくこととした。
 - 4 道内優良市町村研修視察について
重点活動テーマを中心に選定するものとした。
 - 5 その他
 - (1) 閉会中の継続調査申し出について
 - (2) 次回の所管事務調査について
 - (3) その他

産業建設常任委員会委員長 田口廣之

◇審査結果

(15:00 開会)

○委員長（田口廣之） ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（合田利信） 藤原副委員長、芳滝委員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○委員長（田口廣之） これで諸般の報告を終わります。

はじめに、議題1、付託された陳情の審査を行います。

陳情第5号「2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

本陳情について、各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をお願いします。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 今回付託されましたこの陳情5号につきましては、毎年提出をされているものですが、現在北海道の最低賃金が920円です。

一番高い東京は1,072円。一番低い青森と秋田は853円です。

最低賃金の前年からの引き上げ幅は2022年に過去最大の31円でした。

政府は2025年には全国加重平均1,000円以上を目指すとされておりますが、地域間の格差が目立ち、早期に是正も必要と感じるところであります。

コロナ禍やウクライナ侵略など物価高騰やガソリン等の燃料費が値上げをし、更に北海道電力で家庭用電力が、この6月1日から22.6パーセントの値上げになりました。

このままだと更に家計は苦しいものと、厳しいものになることは目に見えております。

労働者の生活を守るという観点からも最低賃金改正については同意できるものと思います。

更には、国は最低賃金引上げと同時に中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能にする実効ある対策を整備していくことが重要であると考えます。

従いまして、この陳情には理解ができるものであります。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかにありませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 北海道の最低賃金が昨年の10月2日に、ただいま岡本委員からもお話がありましたように、920円に改定されました。

全国の平均961円という事ありますから、平均に比べますと41円低い状況となっております。

そもそも最低賃金をどう見るか、どう定めるかというところが必要かと思いますが、この最低賃金というのは生活費原則になりまして、働くみなさんが健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法に基づいた、それを保障するための賃金設定になるべきものと思います。

確かに前々年度から比べると改訂はされて、上がってきてはいるのですが、この物価高騰だとか生活実態に照らすと920円が十分かということ、私もそうではないと押

さえます。

一例ですけれども、全国労働組合総連合が 2022 年 6 月に実施したアンケート調査があります。

これは地域ごとに、特に単身者、独身者の方たちの生活実態を調査したもの、つまり最低賃金というのを一番反映されやすい状況の方の調査であります、札幌の場合 25 歳の単身者の月額見込み例、生活費、つまり住宅費であるとか家賃であるとか、そういうものを加算していきますと、22 万 4,983 円になったと報告されました。

女性の場合は若干低いのですが、それでも 22 万を超えています。

残念ながら十勝の例は無かったのですが、釧路の男性で 24 万 5,459 円という実態調査が報告されています。

この金額を労働日数 20 日間 1 カ月、そして 1 日 8 時間に割り返していきますと、男性で 1,406 円、女性で 1,377 円という数字になりました。

結局 920 円という事は、希望する実態生活に照らすと、これよりも 486 円低いという事になります。

ではこの低い分がどんなふうに補われているのかといいますと、ダブルワークであるとか、残業であるとか、一方では食費、被服費、様々な面で生活を切り詰めて乗り切っているというのが実態ではないかと思います。

そのことがこの陳情書の冒頭に書かれています、年収 200 万以下の方たちが、なんと 46 万 7 千人も北海道にいらして厳しい生活を余儀なくされている、全文の中にも示されているものと押さえます。

そのうえでもう 1 点、働く人のみなさんが厳しいことと併せて北海道の経済全体に与える影響も大きいと思います。

GDP 個人消費は全体の 6 割を成長比率の中に占めているわけですから、こういった厳しい賃金であれば当然、個人消費は減少しますので地域経済、北海道の経済も活性化させるという点では、後ろ向きの状況にあると言わざるを得ません。

従ってこの陳情の通り、最低賃金を引き上げていくということは大変重要な課題だと思っています。

要望事項の 1、2、3、特に 3 について申し上げたいと思います。

賃金はもちろん引き上げが大事です。

しかし、賃金を支払う側の経営者の実態もコロナ禍のなかで厳しい状況にあると押さえております。

体力がないところに賃上げだけ求めても、これは共倒れしてしまうということになりかねません。

従って、この賃金引き上げについては、3 にありますように、これまでも厚労省はじめとして、業務改善、助成金様々なメニューのものがございます。

こういう事を活用し、更には社会保険料であるとか、雇用保険であるとか事業主が負担しなければならない公のお金について、国の支援などが進んでいけば更に最低賃金の引き上げができる環境になっていくだろうと思います。

そういう視点からこの要望項目の 1 番目、2 番目、3 番目とも大変必要なことだと思います、賛同いたします。

以上です。

○委員長（田口廣之） ほかに意見ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長（田口廣之） 意見がないようですので、討論を省略して採決に入ってよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○委員長（田口廣之） これより、採決をいたします。

陳情第5号「2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」については、採択することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（田口廣之） 異議なしと認めます。

したがって陳情第5号「2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書」については、採択することに決定いたしました。

なお、本件の報告書、意見書案につきましては、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長（田口廣之） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

(審議終了 15:10)